

相模原市女性学級開設要綱

(趣旨)

第1条 女性学級(以下「学級」という。)は、急激に変化する社会の中で、依然として根強く残る性差による社会的・文化的な差別意識や、薄れる地域連帯感の中で必要とされる家庭や地域の教育力など女性の抱えているさまざまな現代的課題を学習し、また女性の持っている学習要求に応えるために開設する。

(開設機関)

第2条 学級は、地域の実情に応じた円滑な運営ができるよう、開設機関を各公民館とする。

2 公民館は、館区内に居住する成人女性が誰でも学級を開設できるように、前条の趣旨に賛同するものの中から開設希望者を公募することを原則とする。

(開設の条件)

第3条 学級の開設は、原則として次の条件を満たすこととする。

- (1) 同一公民館区内に居住する成人女性で、学級の受講者(以下「学級生」という。)の募集定員を20名以上とすること。
- (2) 20時間以上の継続的な学習計画をもつこと。
- (3) 学級生は、誰でも参加できるよう公募すること。

(開設の方法)

第4条 学級は、市民の自主的な学習活動を保障・促進するため、委託事業として行う。

(学級運営の原則)

第5条 学級は、次の各号に掲げることに留意し、運営すること。

- (1) 学習内容は、継続的に学習が深められるものであることとし、学級生により自主的に、また集団討議により決められること。
- (2) 学習方法は、みんなで話し合い考え合うことを基本とすること。
- (3) 学級の運営は、学級生により自主的に行われること。

(準備委員会)

第6条 開設希望者は、学級を準備する組織(以下「準備委員会」という。)を構成し、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学習計画(期日、会場、内容等)の作成に関すること。
- (2) 講師、助言者、教材等の決定に関すること。

(3) 予算の決定に関すること。

(4) 委託契約の締結に関すること。

(5) 学級生の募集に関すること。

2 準備委員会は、学級の開講時、学級を運営する組織(以下「運営委員会」という。)を構成する。

3 前項の運営委員会が構成された時点で、準備委員会を解散する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 予算の執行に関すること。

(2) 日誌、出席簿の作成及び記入に関すること。

(3) 学級の評価、反省に関すること。

(4) 学習報告書の作成に関すること。

(5) その他学級運営に関すること。

(開設の申請方法)

第8条 準備委員会は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

(1) 相模原市女性学級開設申込書(第1号様式)

(2) 女性学級学習計画書(第2号様式)

(3) 女性学級収支予算書(第3号様式)

(4) 準備委員会の記録

(委託先)

第9条 学級は、準備委員会に委託する。

(契約の締結)

第10条 教育委員会は、第8条の規定により書類が提出されたときは、当該事業実施の可否を判断し、委託を行う場合は市長と準備委員会の間で委託契約の締結を行う。

(変更届)

第11条 第6条第3項の規定による組織の変更にあたっては、運営委員会が代表者等変更届(第4号様式)を市長に届け出るものとする。

(委託料)

第12条 学級の委託料は、予算の範囲内とする。

2 委託料の用途については、次の各号に掲げるものとする。ただし、教育委員会

が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 報償費(講師、助言者、保育士等の謝礼)
- (2) 旅費(講師打ち合わせ及び下見等の交通費)
- (3) 需用費
 - ア 消耗品費
 - イ 食糧費(講師賄)
 - ウ 印刷製本費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び貸借料(教材借上料、会場借上料等)

3 委託料の支出にあたっては、運営委員の中から会計を1名、会計監査を1名選出し、厳正に出納管理を行うとともに、第14条に定める収支決算書の提出にあたり、会計監査の承認を得なければならない。

(委託期間)

第13条 委託期間は、委託契約締結日から当該年度の3月末日までの事業実施に必要な期間とする。

(実施報告)

第14条 運営委員会は事業終了後、速やかに市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 女性学級実績報告書(第5号様式)
- (2) 女性学級学習報告書(第6号様式)
- (3) 女性学級収支決算書(第7号様式)

附 則

この要綱は、昭和54年度から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年度から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。